秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(５)

ＧＢＣ（ジービック）大貫研究所　代表
公益社団法人日本仲裁人協会　理事
京都国際調停センター　運営委員・調停人

大貫　雅晴

今回は、秘密保持契約に関係する条項規定：No License条項、No Warranty条項、一般条項、準拠法条項を紹介する。（前回の内容：秘密保持契約違反に対する救済について契約書に記載すべき条項規定と契約期間）

1．No-License Clause

No License 条項とは、秘密情報の提供が実施権許諾（License）に該当しない旨の規定である。一般的には、秘密保持契約に基づく秘密情報の提供によって、ノウハウ等の知的財産権の許諾、ライセンスの付与や許容をしているとは解されない。

しかし、海外の当事者との国際的秘密保持契約では、適用される国の法（準拠法）によっては、秘密情報の提供が知的財産権を黙示的に実施権許諾（Implied License）許容していると見做される恐れがあるので、そのような解釈を避けるための実施権不許諾の確認規定としての役割をもつ規定である。国内契約では見かけない、国際的秘密保持契約で規定される条項である。ノーライセンス（不許諾）確認規定を紹介する。

（例文）ノーライセンス（不許諾）確認規定
No right or license,　either express or implied under any patent, copyright, trade secret, know-how or confidential information is granted hereunder.

2．No-Warranty clause

No Warranty 条項とは、提供秘密情報の正確性の不保証の規定である。

秘密保持契約に基づき開示者により受領者に提供される情報の正確性の保証を否定する規定である。

海外の当事者との国際的秘密保持契約では、準拠法によっては、相手方から提供秘密情報の正確性に関して、不実表示（misrepresentation ）よるクレームが提起され得るので、その対応のための規定である。提供する秘密情報の正確性に関して保証しない趣旨の規定を紹介する

（例文）情報の正確性に関して保証しない趣旨（不保証）の規定
No representations or warranties of any kind are given by Discloser with respect to the accuracy or completeness of Confidential Information.

3．一般条項

「一般条項」は、英語では、“General Conditions ”、又は、“Miscellaneous”(雑則)という名称で使用されている。秘密保持契約では、一般条項はあまり重要視されずに、既存の雛形を利用、また、規定されないこともある。規定する場合も簡単な規定が多く見られる。

国際的秘密保持契約では、提供する秘密情報の貴重性、重要度により主要な条項を詳細に規定していることが多いが、契約内容がどの程度詳細に規定されているかによって、一般条項の規定内容は、それに対応して、簡単な内容にするのか、また、詳細な規定を置くかが異なってくる。

一般条項の規定としては、例えば；
①通知条項（notice）：通知の手段、通知の宛先、通知の効力発生時期などが規定。
②権利不放棄（Non-waiver）：主張する権利については適時に行使しないと放棄しているものと看做されることがあるので、権利主張を適時に行使しなかったとしても、権利放棄とはならない旨を規定。
③分離可能性（severability）：一部無効となる条項があった場合でも、他の条項には影響しないで、他の条項は有効に存続する旨の規定
④譲渡禁止（No-assignment）：契約上の地位、又は契約上の権利を他の第三者に譲渡することを禁止する旨の規定。
⑤言語（language）：契約書の正文言語を指定する旨の規定（正文言語は常に翻訳言語に優先する）。
⑥完全合意（entire agreement）：契約書に規定される条件が契約当事者間の唯一の合意であり、当事者の意思を解釈する唯一の根拠であることを明確にする旨の規定等が挙げられる。

一般条項は軽視されがちであるが、紛争が発生した場合は、契約の解釈等に重要な影響を与えることがあるので、各条項の意味を正確に理解しておくことが大切である。

4．準拠法条項

国際的秘密保持契約は、法律や言語、習慣などの異なる当事者間で行われる契約であり、また、当事者の事業所が国境を越えて異なる国に所在する、複数国間の当事者が関係する契約となり、秘密保持契約の成立、有効性、履行、解釈について、法的問題が発生した場合に、何れの国の法律を適用するのかという法の適用の問題が発生する。国内契約とは異なり、日本法以外の外国の法律が適用され得る。

国際契約の準拠法の決定に関しては、多くの国の国際私法では、当事者自治の原則が採用されている。日本の国際私法である「法の適用に関する通則法」では、同第7条(当事者による準拠法の選択)に、「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」と定めている。従って、国際契約では、契約書に準拠法規定が設けられることが多い。国際的秘密保持契約も同様である。

準拠法条項で指定する法律はどのようなものがあるか、一般には；
①自国地の法律、
②相手国の法律、
③第三国の法律が規定される。

準拠法条項の一例を紹介する。

例文；日本法を準拠法とする準拠法条項
“This Agreement shall be governed by the laws of Japan.”